

定款及び規程集



公益財団法人 西条市スポーツ協会

公益財団法人西条市スポーツ協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人西条市スポーツ協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛媛県西条市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、スポーツの振興及び普及に関する事業を行うことにより、西条市民の体力向上及びスポーツ精神の高揚を図り、もって健康で豊かな地域づくりに貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) スポーツの振興及び普及に関すること。
- (2) 青少年スポーツの振興に関すること。
- (3) 生涯スポーツの振興に関すること。
- (4) スポーツ選手の競技力の向上に関すること。
- (5) スポーツ指導者の育成に関すること。
- (6) スポーツ大会及び教室の開催に関すること。
- (7) スポーツ活動の顕彰に関すること。
- (8) スポーツ施設の管理に関すること。
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業に関すること。

2 この法人は、前条の目的を推進するために、次の事業を行う。

- (1) 管理運営するスポーツ施設における売店の運営。

3 前2項の事業は、西条市及び愛媛県内のその周辺市において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的を達成するため別表第1に掲げる財産をこの法人の基本財産とする。

2 基本財産は、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 3 基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員12名以上18名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員会会長とし、3名以内を評議員会副会長とする。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

- (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
- (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
- (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
- (4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければな

らない。

- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。
- 10 評議員会会長及び評議員会副会長は、評議員会において選任する。

（評議員の任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第13条 評議員は、無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。

第5章 評議員会

（構成）

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 1 回、毎事業年度終了 3 箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（招集の通知）

第 18 条 会長は、評議員会の開催日の 1 週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

（議長）

第 19 条 評議員会の議長は、評議員会会長がこれに当たる。

- 2 評議員会副会長は、評議員会会長に事故があるとき、又は評議員会会長が欠けたときに、評議員会会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

（決議）

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

- (3) 定款の変更
 - (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名以上がこれに記名押印しなければならない。

第6章 役員

(役員を設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上13名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 25 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 29 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会で別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問及び参与)

第31条 この法人に、任意の機関として顧問1名及び参与1名を置くことができる。

2 顧問及び参与は、学識経験者の中から、理事会において任期を定め、たうえで選任する。

3 顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(顧問及び参与の職務)

第32条 顧問及び参与は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

第7章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

3 会長及び副会長が欠けたとき又は会長及び副会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 38 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第 26 条第 4 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 委員会

(委員会)

第 40 条 この法人の事業を推進するために、理事会の決議を経て、各種委員会を設置することができる。

- 2 委員会は、第 4 条の事業に関して審議し、理事会に意見を具申するとともに、理事会の諮問に応じる。
- 3 委員会の委員は、理事及び学識経験者のうちから、理事会が選任し、会長が委嘱する。
- 4 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 9 章 事務局

(設置等)

第 41 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を経て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 加盟団体

(加盟団体)

第42条 この法人は、次に掲げる各号の一つに該当するものを加盟団体とする。

- (1) 各スポーツ種目を統括する市単位の団体で、本会に加盟したもの
- (2) 各地域を代表するスポーツ団体で、本会に加盟したもの
- (3) 各学校におけるスポーツを統括する市単位の学校体育団体で、本会に加盟したもの
- (4) その他西条市のスポーツに関連する事業を行う団体で、本会に加盟したもの

2 加盟団体に関し必要な事項は、理事会において定める加盟団体規程による。

(加盟)

第43条 この法人の加盟団体になろうとする団体は、理事会の承認を経て加盟することができる。

(負担金)

第44条 加盟団体は理事会において別に定める負担金を毎年納入しなければならない。

(脱退等)

第45条 第42条の加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を会長に提出しなければならない。

2 第42条の加盟団体が、第42条に掲げる資格を失ったと認められるとき、又は加盟団体として不相当と認められるに至ったときは、理事会の同意を経て、これを脱退させることができる。

(必要事項)

第46条 第42条から前条までに規定するもののほか、加盟団体並びに加盟及び脱退について必要な事項は、理事会の決議を経て、評議員会の承認により別に定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前条の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第 48 条 この法人は、基本財産の滅失その他の事由によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 49 条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

第 51 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 13 章 補則

(委任)

第 52 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日

とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の公益財団法人移行後の最初の理事、監事は次に掲げる者とする。

(理事)

田中稲造、矢吹 光、山田 亨、森 達正、秋月恭司、佐伯準一
真鍋和年、今井廣一、石川英機、村上広徳、西坂 信

(監事)

松浦 裕、矢野吉基

4 この法人の最初の会長は、田中稲造とする。

5 この法人の最初の副会長は、矢吹 光、山田 亨とする。

6 この法人の最初の常務理事は、森 達正とする。

7 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

猪股康博、小池新三郎、鎌田宏志、西山勝男、大橋光雄、佐伯義廣、
村上 誠、小橋和子、福岡秀雄、坂根浩弥、臼坂道子、近藤浩次郎
森実真智子

8 この法人の最初の評議員会長は、猪股康博とする。

9 この法人の最初の評議員副会長は、小池新三郎、鎌田宏志とする。

別表第1 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）

（第5条関係）

財産種別	物量等
定期預金	80,000,000 円

加盟団体規程

(目的)

第1条 公益財団法人西条市スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第42条第2項の規定に基づき、加盟団体並びに加盟及び脱退について必要な事項を定めるものとする。

(加盟手続)

第2条 この法人の加盟団体になろうとする団体は、次の書類を本会会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 加盟申込書
- (2) 規約
- (3) 役員名簿
- (4) その他本会が必要とするもの
- (5) 前年度事業報告書、当該年度事業予定表及び当該年度予算書

2 加盟の承認を得た団体は、直ちに第3条の会費を納入しなければならない。

(会費の納入)

第3条 会費とは、負担金のことをいう。

2 加盟団体は、理事会において定めた負担金を毎年5月末日までに納入しなければならない。ただし、年度途中で加盟した団体は加盟を許可された後、速やかに納入するものとする。

(会費の使途)

第4条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(届出)

第5条 加盟団体は、毎年事業年度開始1ヶ月前から開始1ヶ月後の間に、当該年度の事業計画及び収支予算書を本会に届け出なければならない。

2 加盟団体は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、当該年度の事業報告及び収支決算書を、次の書類を添えて本会に届け出なければならない。

- (1) 新年度の役員名簿
- (2) 決算時の登録人数

(脱退)

第6条 本会の加盟団体が脱退しようとするときは、次の書類を会長に提出し、

理事会の承認を得なければならない。

- (1) 脱退届
- (2) 脱退理由書
- (3) その他本会が必要とするもの

2 加盟団体が、本会の定款第 42 条に掲げる資格を失ったと認められるとき、又は本会の加盟団体として不相当と認められるにいたったときは、理事会の同意を経て、これを脱退させることができる。

(会費の清算)

第 7 条 加盟団体が前条第 1 項または第 2 項により脱退した場合は、既に納付した会費は、理由の如何を問わず返還しない。

2 脱退前に支払いの義務が生じた会費は、直ちに納付しなければならない。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得なければならない。

(補則)

第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会において別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人西条市スポーツ協会の設立の登記の日から施行する。

表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、西条市の体育振興に貢献したもの及び各種スポーツ大会に優秀な成績を収め、他の模範となるものについて表彰することを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 この規程による表彰の種類は次のとおりとする。

- (1) 体育功労賞
- (2) スポーツ優秀選手賞（個人・団体）
- (3) 優秀指導者賞

(推薦の範囲)

第3条 推薦の基準は次のとおりとする。

- (1) 体育功労賞 西条市の体育振興に著しい功績のあったもの、又は公益財団法人西条市スポーツ協会の発展に顕著な功労のあったもので年齢は50歳以上のもの。

イ、協会の理事・監事、評議員を10年以上務め、特に功績顕著であると認められるもの。

ロ、協会加盟団体の会長、副会長、理事長、理事又はこれらと同等の職にあるもの。

(10年以上)

ハ、地域又は職域において、引き続き10年以上体育の普及奨励のために企画又は指導に率先して活躍しているもの。

ニ、その他、西条市の体育、スポーツの普及発展に特に貢献したと認められるもの。

- (2) スポーツ優秀選手賞（個人・団体） 過去1年以内における県大会以上の大会において優秀な成績若しくは記録を収めたもの。

イ、全国大会で8位までに入賞したもの。

ロ、四国大会で1・2位の成績をあげたもの。

ハ、県公認新記録以上の記録を樹立したもの。

ニ、県大会以上の大会で次の連続優勝したもの。

(3年・5年・10年)

- (3) 優秀指導者賞 永年にわたりスポーツチーム又は個人の育成、指導に貢献し、その功績が顕著で受賞に値すると認められたもので、次のいずれかに該当するもの。

イ、優秀選手賞（個人・団体）の選考基準の各項目に該当する選手の育成に直接功労があったと認められる指導者。

ロ、スポーツの指導に10年以上献身的に従事し、他の模範とするに足るもの。

(推薦)

第4条 加盟団体及び理事は前条に該当するものがあるときは、会長の指定する日までに、次の各号に掲げる事項を記載した推薦状を添えて会長に推薦するものとする。

- (1) 氏名、住所、生年月日
- (2) 所属団体
- (3) スポーツ歴
- (4) 推薦理由
- (5) その他特記すべき事項

(受賞者の決定)

第5条 受賞者の決定は、理事会において審議し、決定する。

(表彰)

第6条 表彰は会長が表彰状または感謝状を贈呈してこれを行う。表彰には記念品を添えることができる。

附 則

この規程は、公益財団法人西条市スポーツ協会の設立の日の登記の日から施行する。

表彰規程運用基準

1. 高校生、中学生、小学生の取扱いについて

社会体育においては、理事会において認めた競技会を対象とする。学校体育においては、西条高等学校体育部、西条農業高等学校体育部、東予高等学校体育部、丹原高等学校体育部、小松高等学校体育部、西条市中学校体育連盟、西条市小学校体育連盟より推薦されたもので、西条市内の学校に在学しているものを対象とする。

2. 愛媛県大会、四国大会、全国大会について

競技会の内容、運営が適正とみとめられるもの。

(大会の名称、主催、後援、規模、参加範囲、参加人数、参加方法等)

3. その他

(1) この賞の対象期間は、毎年1月1日から12月31日までの間とする。

(2) 競技団体に関係のないものであっても、特に西条市のスポーツ振興に貢献があったものは対象とする。

附 則

この基準は、公益財団法人西条市スポーツ協会の設立の登記の日から適用する。

国民体育大会参加奨励費交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国民体育大会（以下「国体」という。）参加者に対し、公益財団法人西条市スポーツ協会が奨励費を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(奨励費の額)

第2条 奨励費の額は、各種目の競技規則に規定された指導者及び選手の数（当該国体開催要項に定められた人員の範囲に限る。）に1人当たり5,000円を乗じて得た額とする。ただし、1チームに係る奨励費の額は、50,000円を超えることができない。

(出場決定報告)

第3条 奨励費の交付を受けようとする者は、あらかじめ会長に国体出場の決定について報告しておかなければならない。

(奨励費の交付資格)

第4条 交付資格は、西条市に住民票を有するものとする。

(奨励費の交付)

第5条 奨励費は、国体参加前に交付する。

(手続)

第6条 奨励費交付申請の手続きは、出場決定通知書、及び領収書の提出による。

(補則)

第7条 この規程の施行に関し、必要な事項は会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人西条市スポーツ協会の設立の登記の日から施行する。

スポーツ大会参加助成金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、各種全国競技大会の参加者に対し助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の原資)

第2条 助成金の原資は公益財団法人西条市スポーツ協会の基本財産の運用益金をもって充てる。

(各種全国大会の範囲)

第3条 助成の対象となる各種全国競技大会（以下「全国大会」という。）の範囲は次のとおりとする。ただし、会長が特に認めた大会についてはこの限りでない。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会又はこれに加盟している競技団体が主催するものであること
- (2) 県予選等を経た全国大会であること
- (3) 一般社会人を対象とした全国大会であること
- (4) 主催者において交通費その他経費が支給される全国大会でないこと

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、交通費及び宿泊費に係る助成金とし、助成金の額は下表に定める額とする。

- (1) 助成金の支給は監督、正選手とする

項 目		地域区分	金 額
個 人		近畿以西	7,500 円
		中部以東、沖縄	10,000 円
団 体	2～4人	近畿以西	15,000 円
		中部以東、沖縄	20,000 円
	5～9人	近畿以西	25,000 円
		中部以東、沖縄	30,000 円
	10人以上	近畿以西	40,000 円
		中部以東、沖縄	50,000 円

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、会長に助成金交付申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

(申請の受理及び選考)

第6条 前条の規定により提出された書類を受理したときは、助成金選考委員会（以下「選考委員会」という。）で選考するものとする。

（選考委員会）

第7条 助成金の決定に関する事項を審議するため、選考委員会を置く。

2 選考委員会は、委員10名以内をもって組織し、理事及び評議員のうちから会長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（選考委員会の委員長）

第8条 選考委員会に委員の互選により、委員長1人を置く。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（選考委員会の会議）

第9条 選考委員会は、委員長が招集する。

2 選考委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 選考委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（助成金の交付決定）

第10条 会長は、選考委員会の結果に基づき助成金の交付を決定し、助成金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（助成金の交付）

第11条 助成金の交付決定を受けた者は、助成金の交付を受けようとするとき、請求書（第3号様式）を提出しなければならない。

2 会長が特に必要あると認めたときは、助成金の概算払いをすることができる。

（実績報告）

第12条 助成金の交付を受けた者は、大会が終了したときは、その日から1か月又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書（第4号様式）を提出しなければならない。

（補則）

第13条 この規程の施行に関し、必要な事項は会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人西条市スポーツ協会の設立の登記の日から施行する。

スポーツ振興事業助成金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、西条市における各種スポーツの競技力向上、市民の体力向上及びスポーツ人口の底辺拡大を図るため、競技団体、地区体協（以下「団体」という。）が行うスポーツ振興事業に対し、公益財団法人西条市スポーツ協会が助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成事業)

第2条 助成の対象となるスポーツ振興事業（以下「事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とし、会長は予算の範囲内で助成金を交付することができる。

- (1) 各種スポーツ大会の開催
- (2) 各種スポーツ教室の開設
- (3) 関係教育団体の育成

(助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費は、事業の実施に必要な直接経費とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は毎年度の予算において定める。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする団体は、会長に助成金交付申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

(申請の受理及び選考)

第6条 前条の規定により提出された書類を受理したときは、助成金選考委員会（以下「選考委員会」という。）で選考するものとする。

(選考委員会)

第7条 助成金の決定に関する事項を審議するため、選考委員会を置く。

- 2 選考委員会は、委員10名以内をもって組織し、理事及び評議員のうちから会長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(選考委員会の委員長)

第8条 選考委員会に委員の互選により、委員長1人を置く。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(選考委員会の会議)

第9条 選考委員会は、委員長が招集する。

- 2 選考委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 選考委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(助成金の交付決定)

第10条 会長は、選考委員会の結果に基づき助成金の交付を決定し、助成金交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(助成事業の中止又は廃止)

第11条 助成金の交付決定を受けた団体(以下「助成事業者」という。)は、事業を中止又は廃止しようとするときは、事業中止(廃止)届(第4号様式)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 助成事業者は、事業を完了したときは、その日から1か月又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書(第5号様式)を提出しなければならない。

(助成金の交付時期及び方法)

第13条 助成金は、前条の規定による報告書等に基づき、事業が申請どおり実施されたことを確認した後に交付する。

2 助成事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、請求書(第6号様式)を提出しなければならない。

(助成金の返還)

第14条 会長は、助成事業者が虚偽の申請その他不正な手段により交付を受け、又は助成を交付の目的以外に使用したときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第15条 この規程の施行に関し、必要な事項は会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人西条市スポーツ協会の設立の登記の日から施行する。

スポーツ指導者連絡会議助成金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、西条市における各種スポーツの競技力向上、市民の体力向上及びスポーツ人口の底辺拡大を図るため、スポーツ指導者によって構成されるスポーツ指導者連絡会議に対し、公益財団法人西条市スポーツ協会が助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成事業)

第2条 助成の対象となるスポーツ指導者連絡会議（以下「事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とし、会長は予算の範囲内で助成金を交付することができる。

- (1) 研修会の開催
- (2) 愛媛県スポーツ協会の講習会参加

(助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費は、事業の実施に必要な直接経費とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は毎年度の予算において定める。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする団体は、会長に助成金交付申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第6条 会長は、前条の規定による申請書を受理したときは、内容を審査のうえ交付の可否を決定し、助成金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(助成事業の中止又は廃止)

第7条 助成金の交付決定を受けた団体（以下「助成事業者」という。）は、事業を中止又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）届（第4号様式）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 助成事業者は、事業を完了したときは、その日から1か月又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書（第5号様式）を提出しなければならない。

(助成金の交付時期及び方法)

第9条 助成金は、前条の規定による報告書等に基づき、事業が申請どおり実施されたことを確認した後に交付する。

2 助成事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、請求書（第6号様

式)を提出しなければならない。

(助成金の返還)

第 10 条 会長は、助成事業者が虚偽の申請その他不正な手段により交付を受け、又は助成を交付の目的以外に使用したときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第 11 条 この規程の施行に関し、必要な事項は会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人西条市スポーツ協会の設立の登記の日から施行する。

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人西条市スポーツ協会（以下「この法人」という。）の定款第13条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする

(報酬の種類)

第3条 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第4条 この法人は、常勤役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は定額で月額とする。
- 3 評議員及び常勤役員以外の役員は、無報酬とする。

(報酬の額の決定)

第5条 この法人の常勤役員の報酬月額は別表第1「常勤役員の報酬月額」のうちから決めるものとする。

- 2 理事の報酬は理事会で決めるものとする。
- 3 監事の報酬は監事間の協議で決めるものとする。

(報酬の支給日)

第6条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月の末日（その日が休日に当たるときは、その日前においてその最も近い休日でない日）に支給する。

2 月の途中で報酬を支給する場合は、日割りとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は通貨をもって直接本人に支払う。

(通勤費)

第8条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、公益財団法人西条市スポーツ協会事務局職員の給与に関する規則に準じて通勤費を支給する。

(費用)

第9条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会において別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人西条市スポーツ協会の設立の登記の日から施行する。

別表第1 常勤役員の報酬月額 1人につき15万円までの範囲内で支給する。

寄附金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人西条市スポーツ協会（以下「本会」という。）が寄附者から金銭又はその他の財産（以下「寄附金等」という。）の給付を受ける場合の取扱について定め、もって財産の適正な管理等に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「寄附金」とは、寄附者がこの法人が行う公益目的事業等に要する経費に充てるため、反対給付を受けることなく給付する金銭をいう。

2 この規程においてその他の財産とは、寄附者がこの法人が行う公益目的事業等の実施に使用するため、反対給付を受けることなく給付する物品、固定資産等（以下「寄附物品等」という）で金銭以外のものをいう。

(受入れの制限)

第3条 寄附金を受け入れる場合において、次の各号に掲げる条件が付されているものは、受け入れることができない。

- (1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること
- (2) 寄附金を受け入れることにより、財政的負担が課せられるおそれがあるもの
- (3) 寄附金により実施した結果、得られた知的財産権の権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること
- (4) 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること
- (5) 寄附申込後、寄附者がその意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること
- (6) 本会への便宜供与を求めるおそれがあるもの
- (7) その他会長が特に業務に支障があると認めたもの

(寄附金の申込)

第4条 会長は、寄附金の寄附の申出があつたときは寄附金申込書（別紙様式1）を受領する。

(受入れの決定)

第5条 会長は、寄附金の申出があつたときは、第4条の規定に反しないと認

めた場合に限り、当該寄附金の受入れを決定する。

- 2 前項による受入れを決定するときは、第7条の規定により経費の使途を明らかにする。

(受入れの通知)

第6条 会長は、前条により寄附金の受入れを決定したときは、寄附金受入れを寄附者へ通知する。

(寄附物品等の事務処理手続)

第7条 寄附物品については、この法人の物品の取扱いに関する規程等に定める手続きに従い処理するものとする。

- 2 寄附された固定資産については、適正な評価額により固定資産に計上するとともに、財産管理台帳等に登載しなければならない。
- 3 固定資産で登記を要するものについては、寄附者の協力を得て必要な登記をしなければならない。

(寄附金の使途)

第8条 寄附金の使途の特定は、寄附者が行う。ただし、寄附者が使途を特定しない場合にあつては、当該寄附金の50%以上を公益目的事業に使用する。

(実施規程)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、公益財団法人西条市スポーツ協会の設立の登記の日から施行する。